

平成25年度 行政の取り組み実施状況報告

基本目標 1	お互いを大切にしようひとりづくり	
	活動目標(1)	人権の尊重と地域福祉の意識醸成

活動内容	具体的な取り組み	主な関連施策	所管課	H25年度 実施状況 (★の印は、第2期計画における新規掲載事業)	問題点や今後の課題
① 人権の尊重を基盤とした福祉意識の向上	<p>○人権啓発のための講演会や学習会を開催し、市民の積極的な参加を促進します。</p> <p>○男女共同参画推進のための講演会や学習会等を開催し、理解が深まるよう啓発に努めます。</p> <p>○学校教育、社会教育など、市民のライフステージに応じたさまざまな機会をとらえ、人権問題、福祉問題の意識向上に努めます。</p> <p>○市職員の人権問題、男女共同参画推進、障がい者等の福祉問題に対する意識啓発を推進します。</p>	<p>1. 人権・男女共同参画推進にかかる研修会・講演会の開催</p> <p>2. 「みんなの健康・福祉のつどい」の開催</p> <p>3. 福祉教育の推進</p> <p>4. 人権・福祉意識向上のための市職員研修の実施／教職員研修の実施</p> <p>5. 市報、パンフレット、HP、街頭啓発等による啓発事業（講座、研修会等を除く）</p>	人権同和政策課	<p>● 人権にかかる講演会・研修会の開催</p> <p><u>人権教育・人権啓発研修会、講演会等 開催回数及び参加者数→成果指標 No.1</u></p> <p>①同和問題啓発強調月間講演会[12箇所、2回] 950人</p> <p>②飯塚市部落解放研究集会[10月20日] 1,040人</p> <p>③自治会・各種団体等研修会[172回] 5,631人</p> <p>④企業人権同和研修会[37回] 3,529人</p>	参加者の増加を図っていくことが今後の課題である。広報等を利用し広く周知し、市民が参加しやすいよう講師や研修内容等の検討を行う。
			人権同和政策課	<p>● 人権・同和啓発推進事業</p> <p>①地域交流事業・高齢者生活支援事業(71回) 参加者数:1,491人</p> <p>②各種相談事業・サークル活動支援・その他行事等(589回) 参加者数:5,785人</p>	デイサービス事業をはじめ、各種教室(サークル)の利用者(参加者)の増加を図っていくことが今後の課題である。そのためにも、広報等を利用し広く周知していく。
			男女共同参画推進課	<p>● 男女共同参画推進のための講演会・各種講座等の開催</p> <p>市民への男女共同参画の意識啓発のため男女共同参画推進センター等で、講座、講演会等を開催した。</p> <p>① <u>サンクスフォーラム 参加者数→成果指標 No.2</u></p> <p>②男性啓発講座(6回) 参加者数 96人</p> <p>③女性啓発講座(6回) 参加者数 122人</p> <p>④男女対象啓発講座(4回) 参加者数 63人</p> <p>⑤補助金交付団体との共催事業(6講座) 参加者数 192人</p> <p>⑥出前講座(3回) 参加者47人</p>	実技講座の実施等、効果的な学習の機会の提供に努める。参加者の増加につながるようチラシの作成や広報に努める。
			子育て支援課	<p>● 保育所・こども園・幼稚園における男女共同参画教育の推進</p> <p>①公立の保育所長・こども園長10名と子育て支援センター所長1名を男女共同参画推進員に選任し、研修会への参加を行った。</p> <p>②公立保育所・こども園10園では、絵本の読み聞かせや、日々の保育を通して、性別による固定的な役割分業意識を植え付けることがないように配慮して保育を行った。</p> <p>③幼稚園では職員向けの研修会に積極的に参加し、園児に対しては、性別による固定的な役割分業意識を植え付けることがないように配慮した保育を行った。</p>	新採職員などを対象に、園内研修などを利用して男女共同参画教育の推進を図ることが課題である。
			社会・障がい者福祉課／健康・スポーツ課	<p>● 「みんなの健康・福祉のつどい2013」開催</p> <p>障がい者を含む多様な市民の交流の場、健康づくりの場として、飯塚市社会福祉協議会や関係団体等と連携して開催し、市民相互の交流促進に努めた。</p> <p>実施日:10月20日 会場:穂波体育館及び穂波公民館</p> <p>・健康と福祉に関するステージイベント、相談・展示コーナー、健康・福祉関係の団体等によるバザー等</p> <p>○来場者数 延3,747人</p>	体育協会のウォーキング事業と連携し、集客及びマンネリ化を解消する。また、職員が参加者目線で対応できるようにスキルアップを行う。合併後、飯塚地区、庄内地区、筑穂地区、穂波地区において開催したが、穎田地区での開催がない為、今後検討を要す。
			子育て支援課	<p>● 保育所・こども園・幼稚園における世代間交流事業</p> <p>①保育所では、行事に祖父母や地域住民を招いて発表やふれあい交流を実施（公立保育所7園、私立保育園20園）</p> <p>②こども園・幼稚園では、ふれあい囲碁教室で地域の高齢者との交流を実施(1園) また、園児の祖父母を招いての交流を実施(1園) その他にも地域のまつりなどの地域行事にも参加し、地域住民との交流を実施(3園)</p>	世代間交流に参加するお年寄りも減り、行事内容が難しくなっている。
			子育て支援課	<p>● 人権に関わる保育指導の実施</p> <p>①保育所・こども園では、人権に関わる保育指導や家庭支援保育士による訪問指導を年に各園4回実施(全園)</p> <p>②幼稚園では、絵本の読み聞かせや日々の保育を通して、「人権を大切にできる心を育てる」保育を実施している。</p>	新採職員などを対象に、園内研修などを利用して人権教育の推進を図ることが課題である。

			<p>学校教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合的な学習等における福祉教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>①市民・教育関係者を対象に発達障がいのある子どもの理解に向けて児童生徒の就労を見据えた支援について、パネルディスカッションを実施している。(参加者180人)</li> <li>②教育活動の一環として車いす・アイマスク等、関係団体と連絡しながら体験活動を実施している。</li> </ul> </li> </ul>	車いす体験アイマスク体験については、体験だけで終わらないように、事前・事後指導を重視する。
			<p>社会・障がい者福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「飯塚国際車いすテニス大会」の児童観戦 <p>市内児童を対象に「飯塚国際車いすテニス大会」の観戦の機会を提供し、選手等との交流を通じて、障がい者福祉、国際交流の理解促進に努める。 2013飯塚国際車いすテニス大会への児童観戦実績 実施期間 3日間 参加学校数 5校 参加児童数 326人</p> </li> </ul>	市内小学校の児童とプレイヤーの交流が行われ、ノーマライゼーションの理解促進と車いすテニスのPRに寄与しており、今後とも、継続して実施していく。
			<p>学校教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 教職員に対する人権に関する研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>①管理職人権同和教育研修会1回</li> <li>②人権同和教育担当者研修会1回/月</li> </ul> </li> </ul>	学校行事等と重ならないように開催する。
			<p>人事課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市職員への研修⇒(関連)成果指標 No.3 <ul style="list-style-type: none"> <li>①各課職場研修 参加者 895名</li> <li>②全職員研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・同和問題(4回)423名</li> <li>・男女共同参画(4回)435名</li> </ul> </li> <li>③手話研修(委託先:飯塚市聴覚障害者協会) <ul style="list-style-type: none"> <li>[入門コース・基礎コース(各10回)] 参加者数:市職員等11名</li> </ul> </li> <li>④特別研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>[聴覚障がい者に対するコミュニケーション] 参加者数:104名</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	各種研修の参加率向上のため、受講環境(受講時期、受講時間等)については、今後検討する必要がある。
			<p>人権同和政策課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市報、街頭啓発等による人権問題等啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>①市民街頭啓発[7月1日イオン徳波店他 計18箇所]</li> <li>②市報掲載「人権いづか ぬくもり」[年6回]</li> <li>③啓発冊子「人権いづか特集号」[12月発行]</li> </ul> </li> </ul>	広く市民にアピールするため、街頭啓発についてはより効果的な配布場所や設置場所の検討を行い、啓発冊子については、編集会議等で意見を募り内容の充実を図る。
			<p>男女共同参画推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報等による男女共同参画の意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>①情報誌サンクス発行 6,000部</li> <li>②市報6月号で「男女共同参画週間」にちなみ、飯塚市男女共同参画プラン及び飯塚市男女共同参画オンブズパーソン制度について特集を掲載</li> <li>③市報9月号で「男女共同参画推進センター・サンクス通信」及び「防災と男女共同参画」について特集記事を掲載</li> <li>④市報11月号で「女性に対する暴力をなくす運動週間」にドメスティック・バイオレンスに関する特集を掲載</li> <li>⑤「男女共同参画週間」(6月)及び「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)期間に、本庁、支所、及び13地区公民館において啓発パネル(3枚)を掲示</li> </ul> </li> </ul>	DV等に対して正しい認識を持ってもらうため、継続して啓発を実施していく。 特集記事・パネル作成にあたり、見やすくわかりやすい内容の作成に努める。
			<p>社会・障がい者福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者の人権啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>①「障がい者週間」に合わせ、市報12月号で、障がい者に対する理解促進について特集(2頁)を掲載する。</li> <li>②「障がい者週間」を提示する横断幕を庁舎に掲示</li> </ul> </li> </ul>	障がい者の人権啓発について、市報等を通じ周知を行ってはいるが、今後は、市民がさまざまな視点から障がい者への理解を深められるよう、各種障がい特性に関する知識の普及などの啓発に努める。
<p>る②意地識域づ活動く動りへの参加を高め</p>	<p>○地域と連携して、あいさつ・声かけ運動に取り組めます。</p> <p>○市役所における転入・転居の手続き等の際に、自治会活動に関する情報の提供、案内を行い、自治会の加入促進支援に取り組めます。</p> <p>○市報等の情報媒体を通じて、地域活動に参加しみんなで地域をつくっていく意識の醸成を進めます。</p> <p>○市職員の自治会活動等地域活動への積極的参加を促進します。</p>	<p>1. 自治会への加入促進支援</p> <p>2. 地域福祉や地域活動への意識啓発</p> <p>3. 市職員への自治会活動等地域活動への参加促進</p>	<p>市民課/まちづくり推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治会への加入促進 <p>転入者及び転居者に新住所の近隣を参考にして、自治会名・隣組名をお知らせするとともに、自治会加入促進のパンフレットを配布し、加入促進に努めた。<b>自治会加入率⇒成果指標 No.4</b></p> </li> </ul>	自治会連合会理事会において、自治会活性化検討会議を年5回行った。平成24年度実施した自治会アンケートを集約し、自治会加入促進や自治会運営について活用できる情報提供を行った。今後も自治会への加入促進を図る。

基本目標 1

お互いを大切にしようひとりづくり

活動目標 (2)

地域福祉の担い手づくり

活動内容	具体的な取り組み		所管課	H25年度 実施状況 (★の印は、第2期計画における新規掲載事業)	問題点や今後の課題
	主な関連施策				
① 活動へのきっかけづくり  ○ボランティア等に関心のある方に対して、ボランティア等の活動をわかりやすく紹介します。	○社会福祉協議会と連携して、ボランティア等に関心のある方に講座等の機会を提供し、活動の担い手を育成します。  ○団塊の世代をはじめとする退職後の方々や若者も気軽に取り組めるイベント、ボランティア体験の機会を提供します。  ○ボランティア登録制等によりボランティアをした人と活動とをつなぎます。  ○ボランティア等に関心のある方に対して、ボランティア等の活動をわかりやすく紹介します。	1. 講座等ボランティアの育成 (手話奉仕員養成講座、認知症サポーター養成講座、e-マナビ事業指導者講習会、いいつか人材育成グループ「ユリシス」等) 2. ファミリー・サポート・センター事業の実施 3. 生涯学習ボランティアネットワーク事業の実施	社会・障がい者福祉課	● ボランティア・NPO等養成講座の開催  ①手話奉仕員養成講座 実施回数:24回 受講者:19人 修了者:13人 ②ふれあいサマースクーリング、療育キャンプにて大学生、専門学校生、高校生のボランティアの参加を行い、各事業を通じてボランティア養成を行った。各事業の学生ボランティア延べ参加回数:227回 ・ふれあいサマースクーリング学生ボランティア56人 ・療育キャンプ学生ボランティア10人	継続して実施。ふれあいによる、障がい児への理解を促しながらボランティアを養成して、障がい児の福祉の増進にも繋げることができた。ただし、参加する障がい児の数が減少傾向にあり、事業内容の検討が再度必要な時期にある。
			高齢者支援課	● 認知症サポーター養成講座  認知症を正しく理解するため、認知症サポーター養成講座を市内で32回開催した。 <b>認知症サポーター養成講座修了者数⇒成果指標 No.5</b>	認知症サポーターおよび認知症サポーター・キャラバンメイトへのフォローアップ研修会の実施が必要
			中央公民館	★ e-マナビ事業(指導者)  知識や技能を持つ市民を、e-マナビ学習グループを指導する講師として登用することで、市民の学習活動の一端を市民が担う生涯学習のまちづくりを推進した。これにより、地域づくりへ参加する市民の活動機会(ステージ)が設けられ、市民の学習活動が活性化した。 <b>指導者数 学級数⇒成果指標 No.6</b> ・指導者講習会 登録者のスキルアップ等をねらいとして、講習会を開催した。 開催数 2回 参加者数 34人	指導者の登用を進めた結果、学級数は大幅な増加をしたが、指導者登録数が減少したことから、指導者の発掘や育成が課題である。
			生涯学習課	● 青少年ボランティアの育成  中学生ボランティア団体、いいつか人材育成グループ「ユリシス」の活動を通し、地域公民館活動・地域団体活動・市主催事業等の各種活動の支援を実施 活動実績 年27回/延べ73人参加	今後も積極的に活動を行う。
			こども育成課	● ファミリー・サポート・センター事業  地域において育児の援助を行いたい者「まかせて会員」と育児の援助を受けたい者「おねがい会員」が行う会員制の相互援助活動で、地域での子育て支援をめざす。事務局は、会員の登録や研修、会員さんの同士の調整や交流をサポートした。 ・H26年3月末会員数 計310人 おねがい会員184人、 <b>まかせて会員85人、どっちも会員41人⇒成果指標 No.7</b> ・利用実績 延べ311件 ・会員登録講習会 年2回実施(6月・11月) ・交流会 3回実施 ・周知チラシを作成し、保育所・幼稚園・小学校等へ配布 ・ふぁみさぼ通信を年4回発行	支援の依頼件数に対して、まかせて会員・どっちも会員の人数が不足しており、今後は広報等を工夫することにより、まかせて会員・どっちも会員の増に努める。
			中央公民館	● 熟年者マナビ塾  実体験不足からひ弱さや問題行動が多発する現代の子どもたちに、高齢者が持っている豊かな生活体験や技術・技能を教え、伝えることで、一人前になるための自立・発達を促進した。また、子どもたちが、高齢者が学習する姿を見ることで、学習本来の意義を理解させた。自主的な運営のなかで、仲間づくりや心身ともに健全で豊かな生活と生きがいのある高齢期を送れた。更には、高齢者の社会参加の機会(ステージ)を設けることができた。 市内小学校22校 塾生211人	塾生が固定化し、外から活動が見えづらい傾向が出てきていることから、新たな塾生の加入がほとんどない状況である。高齢者が、学校支援や学習し続けることで児童に与える影響を積極的に発信、PRし、塾生の拡大や事業の充実を図ることが課題である。

			<p>● 市報・ホームページ等による情報提供</p> <p>情報推進課 広報いづかやホームページに、「手話奉仕員・認知症サポーター養成講座」「ファミリー・サポート・センター事業」「車いすテニス大会」「I LOVE 遠賀川」等の内容を掲載し、まちの話題などでもボランティア活動を紹介した。</p> <p>生涯学習課 団体からの後援・共催申請に基づき、事業概要と活動内容について、市報・ホームページ・公民館報への掲載、小中学校・社会教育施設・児童館等へのチラシの配布やポスターの掲示を実施</p>	<p>情報推進課 単に情報を発信するだけではなく、ボランティア活動等に関心のある人が情報収集をしやすいような紙面づくりや情報発信ができるように関係各課との調整が必要である。</p> <p>生涯学習課 後援・共催団体からの情報掲載依頼やチラシ配布等については、継続して行う。</p>
	中央公民館		<p>★ 生涯学習ボランティアネットワーク</p> <p>学校や幼稚園、保育所、公民館等が必要とする学習活動を行うために、指導者の確保、登録、養成をし、要請に応じた派遣をする。市民ボランティアの積極的な地域貢献を促し、住民生活の基本である地域コミュニティの活性化と住民による住民のためのボランティア活動を推進した。<b>登録者数 派遣回数⇒成果指標 No.8</b></p>	<p>派遣回数が減少していることから増加させていくために、事業主体の事務局から新たな学習プログラムやカリキュラムを提供したり、新たな派遣分野を開拓したりするような、コーディネート機能を発揮して、登録指導者の活動機会の拡大を図っていくことが課題である。</p>
	中央公民館		<p>★ コスモス大学(指導者)</p> <p>知識や技能を持つ市民を、講義の指講師として登用することで、高齢者の学習活動の一端を市民が担う生涯学習のまちづくりを推進した。これにより、地域づくりへ参加する市民の活動機会(ステージ)が設けられ、市民の学習活動が活性化した。指導者数 9人 講座開催数 428回</p>	<p>指導者数の増減がないことから、更なる講義メニューの拡大を図り、指導者数を増加させることで、本市のボランティア活動の活性化を図ることが課題である。</p>
	中央公民館		<p>★ 放課後子ども教室事業(指導者)</p> <p>知識や技能を持つ市民を、各教室の指導者や補助者、安全管理人として登用することで、子どもの学習活動の一端を地域住民が担う、地域での子ども育成や生涯学習のまちづくりを推進した。このことで、地域づくりへ参加する市民の活動機会(ステージ)が設けられ、地域で子どもを育てる環境が形成された。指導者数 421人、延べ開催教室回数 1,580回</p>	<p>指導者数は増加傾向にあることから、今後は、更なる事業の充実を図るため、児童クラブとの連携やプレーパーク等の体験活動の学習を拡充して、市民の指導者活動の機会の拡大を図っていくことが課題である。</p>

基本目標 1

お互いを大切にしようひとづくり

活動目標 (3)

多様な地域福祉活動の促進

活動内容	具体的な取り組み	主な関連施策	所管課	H25年度 実施状況 (★の印は、第2期計画における新規掲載事業)	問題点や今後の課題
① 活動しやすいフィールドづくり	<p>○各団体の活動情報の提供や活動費助成等、活動支援に取り組みます。</p> <p>○各団体の実施する人材育成の取り組みを支援します。</p> <p>○市職員がボランティア・NPO等の会議に参画し情報提供や会議支援に取り組みます。</p> <p>○地域の資源を活かした新たな活動の場の確保に取り組みます(空き店舗の活用等)。</p>	<p>1. 活動費助成(各種団体等)</p> <p>2. 福祉関係団体の活動のPR支援</p> <p>3. 各種団体会議等への参画</p> <p>4. 活動拠点施設の利用促進(飯塚市市民交流プラザ、サン・アビリティーズいづか、つどいの広場いづか等)</p> <p>5. 空き店舗の活用</p>	高齢者支援課	<p>● 地域福祉ネットワーク委員会への活動費助成</p> <p>社会福祉協議会及び市内20地区の地域福祉ネットワーク委員会が高齢者の見守り活動や健康づくり、介護予防事業、いきいきサロン等に取り組み、その事業支援に対し補助金を交付した。</p>	今後も継続して支援する。
			保護課／高齢者支援課／生涯学習課／社会・障がい者福祉課	<p>● 各種団体等への活動費助成</p> <p>各種団体、協議会、老人クラブ等へ活動助成金を交付した。</p>	各団体等の活発な活動を促すことを目的に、引き続き、実施する。老人クラブ等については、自治会や地域ごとに設立された単位クラブの確保と会員の増強を図る。
			生涯学習課／社会・障がい者福祉課／子ども育成課	<p>● 市報、HP等による団体のPR支援</p> <p>市報、ホームページに各種団体の活動や、イベント等を掲載</p>	今後も引き続き、団体のPR支援を実施する。
			子ども育成課	<p>● 子育て関係団体の活動のPR支援</p> <p>子育て情報紙において、子育て関係団体の活動内容を紹介し、HPに掲載した。<b>HP及び子育て情報紙掲載 団体数⇒成果指標 No.9</b></p>	適宜、情報更新を行い、常に最新の情報を提供できるよう努める。
			中央公民館	<p>★ 各種団体の事務局業務</p> <p>各種団体の事務局業務を公民館が担うことで、地域づくりや自治能力の向上、まちづくり活動の活性化等を図られている。<b>事務局を支援する団体数⇒成果指標 No.10</b></p>	市民の活動が拡大するために、より多くの団体組織が活動を展開することが望まれることから、学習集団が学習成果を地域に還元する組織化やグループづくりが課題である。
			生涯学習課／高齢者支援課	<p>● 各種団体の会議等への参画</p> <p>生涯学習課 社会教育団体の会議等へ参画し、指導・助言等を行った。</p> <p>高齢者支援課 20地区で開催される地域福祉ネットワーク委員会の会に参画した。(年間延122回)</p>	<p>生涯学習課 今後も適切な指導・助言を心がける。</p> <p>高齢者支援課 まちづくり協議会との併合</p>
			まちづくり推進課	<p>● 市民交流プラザの利用推進</p> <p>「飯塚市市民交流プラザ」は、学園都市いづかのまちづくりの拠点として、ボランティア・市民活動の支援機能、国際交流の機能、大学のサテライト機能を兼ね備えた施設 <b>利用団体 利用者数⇒成果指標 No.11</b></p>	県内類似施設との情報共有や意見交換を充実させて、利用促進を図る。
			社会・障がい者福祉課	<p>● サン・アビリティーズいづかの利用促進</p> <p>「サン・アビリティーズいづか」は、障がい者の拠点施設として、障がい者福祉に関する各種事業、相談業務等を行っている施設 <b>利用者数⇒成果指標 No.12</b></p> <p>・市内居住者…9,211人(延べ数) ・市外居住者…1,519人(延べ数)</p>	指定管理者の適切な維持管理や事業実施により利用者増につながっている。
			子ども育成課	<p>● つどいの広場いづかの利用促進</p> <p>「つどいの広場いづか」は、子どもと子どもに関わる活動をする大人のために開かれている広場</p> <p>・年間利用者数延べ 12,031人 ・開所日数 319日</p> <p>利用促進のため、つどいの広場通信(毎月1回)等の配布により、地域や近隣の保育所・幼稚園・学校等へ利用案内やイベント開催の情報提供を行った。</p>	利用内容や利用状況等の広報を充実し、さらに多くの市民に利用される施設となるようボランティアとの協働活動を展開していく。
商工観光課	<p>● 空き店舗を活用した活動支援</p> <p>飯塚商工会議所が東町商店街空き店舗に「街なか交流・健康ひろば」を設置⇒<b>成果指標 No.13</b> 平成25年度は年間を通じて、38の事業等が行われた。</p>	利用者のほとんどは平成24年度の利用者と同じであるため、新たな利用者の開拓が必要であり、市事業への積極的な活用や市民への施設の広報・周知が必要である。			

基本目標 2

支えあう地域づくり

活動目標(1)

地域における交流活動の促進

活動内容	具体的な取り組み	主な関連施策	所管課	H25年度 実施状況 (★の印は、第2期計画における新規掲載事業)	問題点や今後の課題
① 地域での交流の機会づくり	<p>○子ども、若者、高齢者、障がい者等、地域のさまざまな人が参加し、交流できるような機会を提供していきます。</p> <p>○必要に応じ、地域や団体が企画する行事との連携、協働を進めます。</p> <p>○地域活動の中心となる自治会に対し、必要に応じて運営に関する相談や研修等の支援を行います。</p>	<p>1. 世代間交流事業の実施</p> <p>2. 各地区公民館祭り等のイベント開催</p> <p>3. 街なか子育てひろば交流事業の開催</p> <p>4. 障がい者等との交流事業の実施</p> <p>5. 学校開放日の実施</p> <p>6. 自治会への支援</p>	こども育成課	<p>● 世代間交流等(児童センター、児童クラブ)</p> <p>①児童センター(館) 市内21か所で、ボランティアによる各種体験活動や高齢者や地域の人々とふれあう地域交流事業を実施。地域交流事業等 22回 2,480人</p> <p>②児童クラブ 地域において、子育ての問題を理解してもらうため、児童クラブ児童との交流事業を実施 ・夏祭りほか(各児童クラブ) 各児童クラブにて実施 ・インターンシップ(大学生) 1人 10日間受け入れ</p>	今後も継続してボランティア事業や地域交流事業等による地域と一体となった活動を実施する。
			こども育成課	<p>● ファミリー・サポート・センター事業【再掲 基本目標1ー活動目標2】</p> <p>・交流会 3回実施</p>	今後も交流会を通して、事業の周知と利用促進に努める。
			子育て支援課	<p>● 地域子育て支援センター事業</p> <p>子育てに関する相談指導・情報提供、子育てサークル等の育成・支援などにより子育て世帯に対して総合的な支援を行った。 地域子育て支援センター 来場者 40,395人</p>	H24年10月から、街なか子育てひろば、H25年4月から、4つの支援センターの利用が土曜日開所となり利用者増員となった。各団体の特色を生かした運営に加えて、街なか子育てひろばを含めた5箇所の子育て支援センターが連携協力した活動を行うことで活性化を図る。
			中央公民館	<p>★ 各地区公民館まつり</p> <p>地区公民館サークルのステージ発表、作品展示や各種ボランティアグループの活動紹介等を行って、来場者の学習意欲を喚起するとともに、学習者の成果発表の機会を共有することで来場者にとっては学習の機会提供とした。また、公民館が主催する講座や学級への参加者やサークル、ボランティアグループへの参加者が増加したり、新たな学習を始める地区住民が増加する契機となった。<b>来場者数⇒成果指標 No.14</b></p>	地域イベントとしての認識を高めるため、地区まちづくり協議会をはじめとする各種団体との連携支援を構築して、多くの交流を図っていくことが課題である。
			子育て支援課	<p>★ 街なか子育てひろばによる地域交流</p> <p>子育ての疑問や悩みを一緒に考えながら楽しく子育てをしていけるように応援する施設 <b>交流事業への参加者数 1,763人⇒成果指標 No.15</b></p>	講師や施設により人数制限のある講座があり、目標の人数まで達成できなかった。利用者数を増やすためには講師や施設を見直す必要があるが利用者の満足度を考えるなら今のままでの継続が望ましいと思う。
			社会・障がい者福祉課	<p>● 障がい者等との交流事業</p> <p>障がい者拠点施設「サン・アビリティーズいづか」等において、障がい者の社会参加の推進、ボランティアとの交流事業を実施 ①盲人卓球大会 参加者51人 ②さわやかスポーツ大会 参加者270人 ③障がい者アーチェリー大会 参加者44人 ④ふれあいサマースクーリング(4日間) 参加者121人 ⑤療育キャンプの実施(1泊2日) 参加者69人</p>	一部事業では、参加する障がい児者の数が減少している。事業内容の再検討が課題である。
			学校教育課	<p>● 学校開放日</p> <p>市内小中学校において教育活動を公開し、地域に開かれた学校づくりを推進した。 6月3日(参加者 4,406人) 11月13日(参加者 4,616人)</p>	保護者・地域に対して教育活動の理解と協同意識を高めるとともに、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進する。
			まちづくり推進課	<p>★ 自治会への支援</p> <p>①自治会連合会総会後の人権同和研修会を実施 ②自治会長ハンドブックの配布 新しく自治会長に就任された方が自治会活動や市役所とのかかわりについてわかりやすいものになるよう、また長年自治会長を経験されている方にも、補助金制度等について再度確認いただくため、飯塚市自治会連合会と飯塚市が協力して作成し、各自治会長へ配布した。</p>	①他種の研修会の検討 ②各自治会において、自治会長交代時には、引き継いでもらい、自治会運営に役立ててもらおう。

② 活 動 の 場 の 利 用 促 進	○地区公民館、福祉センター、人権啓発センター等の身近な施設の利用促進に取り組みます。	1. 公民館、福祉センター等地域施設の利用促進 2. 隣保館・人権啓発センターの利用促進 3. 学校施設の活用支援	関係課	● 公民館の減免等地域施設の利用促進  団体等の使用に関し、公民館等の減免を行った。	今後も、地域施設の利用促進のため、減免等を行う。
			人権同和政策課	● 隣保館(人権啓発センター)の利用促進  <b>隣保館(人権啓発センター)施設年間利用者数⇒成果指標 No.16</b>	平成25年度より館・センターの使用料を平準化し従前より使用料が増加したこともあり、目標とした利用者増5%は達成できなかった。(1%程の増)今後も引き続き参加者の増を図っていくことが課題である。
			教育総務課	● 学校施設の活用  学校教育に支障のない範囲において、社会教育その他公共のために使用する団体に対し、小学校及び中学校の施設及び設備を開放した。 学校施設目的外利用団体登録数 【小学校】22校 運動場 52団体 体育館 140団体 特別教室等 6団体 【中学校】12校 運動場 13団体 体育館 76団体 武道場 3団体	地域の子どもの活動の場として、使用させることを目的としており、学校教育に支障のない限りにおいて、利用促進を図る。
			こども育成課	● 児童クラブ事業  保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、放課後の遊びや生活の場となる事業を展開した。児童の増加に伴い、児童センター(館)の他に、小学校の余裕教室を利用して、25年度は42箇所を実施した。 ・平成25年4月1日在籍児童数 1,675人	児童福祉法の改正により児童クラブの受入児童がおおむね10歳未満から小学生に拡大され、また、施設や指導員配置の国の基準が変更されることにより、実施場所の確保及び指導員の確保が困難となる。
			中央公民館	● 熟年者マナビ塾【再掲 基本目標1－活動目標2】  小学校の空き教室を熟年者マナビ塾の場として確保するとともに、塾生を学校支援ボランティアとして活用した。市内小学校22校 塾生211人	学校施設の利用支援が実現できていることから、更なる利用促進に向けて塾生の拡大が課題である。
			中央公民館	● 放課後子ども教室推進事業  学校の放課後や週末等に小学校の余裕教室を活用し、各学校・地域との連携を深めながら積極的な学習意欲を支援した。 延べ開催教室回数 1,580回 参加児童数 1学期 1,114人 2学期 1,112人 3学期986人	学校施設の利用支援が実現できていることから、更なる利用促進に向けて参加児童の拡大が課題である。

基本目標 2

支えあう地域づくり

活動目標(2)

地域における見守り体制の強化

活動内容	具体的な取り組み	主な関連施策	所管課	H25年度 実施状況 (★の印は、第2期計画における新規掲載事業)	問題点や今後の課題
① 地域の困りごとを把握するしくみづくり	<p>○地域と連携して、要援護者の把握に取り組み、情報共有体制を確立します。</p> <p>○各地区の民生委員・児童委員や福祉委員の周知を図り、こうした方々を通じて地域の困りごとを速やかに把握できるような体制を整えます。</p> <p>○消費生活センターと連携し、悪徳商法等からの消費者保護に関する情報提供や啓発、相談等の充実に取り組みます。</p> <p>○まちづくり協議会や地域福祉ネットワーク委員会等の運営支援を行います。</p>	<p>1. 要援護者情報の収集、管理・共有、活用方法の確立</p> <p>2. 民生委員・児童委員、福祉委員活動支援</p> <p>3. 消費生活センターとの連携</p> <p>4. まちづくり協議会運営支援</p>	高齢者支援課/介護保険課/社会・障がい者福祉課	<p>● 災害時要援護者の把握・情報共有</p> <p>民生委員等の協力により災害時要援護者の実態調査を実施し、要援護者台帳として整理を行い、行政と地域とで情報の共有を行うために自治会長及び民生委員に台帳の配布を行った。</p> <p>①要援護者 6,960人 ②災害警戒区域 水害地区 16地区 396人 土砂災害地区 12地区 89人</p>	<p>個人情報の共有について、情報管理の方法も含めて更なる徹底に努める必要がある。</p>
			保護課	<p>● 要保護者状況把握</p> <p>関係機関等から連絡のあった要援護者に対しケースワーカー等が家庭訪問を行い、状況の把握を行う。</p> <p>①関係機関とのネットワークの構築 ②訪問活動の充実 ③調査・把握の迅速化及び適格化に努めた。</p>	<p>早期に要援護者の発見をおこなうためにも、関係機関や市民からの通報や情報共有が不可欠である。このため、このネットワークの充実を図ることはもとより、広く情報を入手できる通報システムの構築が必要である。</p>
			こども育成課	<p>● 要保護児童支援</p> <p>要保護児童連絡協議会において、虐待等の心配がある児童の早期発見やその適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童に対する、支援の内容に関する協議を行った。</p> <p>代表者会議:1回 部会:5回 実務者会議(ケース会議を含む):37回</p>	<p>代表者会議の委員をはじめ、関係機関の職員等に対する関係機関の相互の協力体制の向上を図っていく必要がある。</p>
			保護課	<p>● 民生委員、児童委員活動支援</p> <p>民生委員児童委員の事務局として委員活動を容易にするために情報提供等の支援を行った。</p> <p>①民生委員児童委員協議会理事会の開催(年12回) ②各種行事、研修会等の参加要請及び同行 ③住民基本台帳の写しの配付(行政情報の提供) ④各種刊行物の配付 ⑤関係機関との連絡調整(市・県社協等)</p>	<p>慢性的に民生委員の欠員がある地区が見られることから、民生委員の補充が急務だが、候補者の選定が難航している。</p>
			高齢者支援課	<p>● 福祉委員の活動支援</p> <p>地域福祉委員補助事業として、飯塚市社会福祉協議会が委嘱する福祉委員の方々の活動支援に対し、補助金を交付した。</p>	<p>今後も継続して支援する。</p>
			まちづくり推進課	<p>● 消費生活センターとの連携</p> <p>くらしの講座実施回数:14回 参加人数:415人</p>	<p>現在、講師が限定されているので、他に講師がいないか調査する必要がある。</p>
			まちづくり推進課	<p>● 飯塚市消費生活センター相談件数</p> <p>消費者トラブルの未然防止に必要な正しい知識の習得のため、地域で行われる講座等に講師を派遣・相談を実施。<b>相談件数⇒成果指標 No.17</b></p>	<p>消費生活センターの周知チラシを配付したこともあって、消費生活センターが認知されている。今後は、悪質商法被害防止の啓発を行う。</p>
			まちづくり推進課	<p>● まちづくり協議会運営支援</p> <p>市内12地区すべてのまちづくり協議会に対し補助金(15万円)を交付した。また、まちづくり協議会においてそれぞれの地区の現状や課題及び解決策等をまとめた「まちづくり計画」を策定していただき、市民と行政との協働のまちづくりを推進した。</p>	<p>今後「まちづくり計画」に基づく事業、活動の実施に向け、まちづくり協議会に対する補助金の内容を見直し、協議会の支援を充実する必要がある。</p>
			高齢者支援課	<p>● ネットワーク委員会運営支援 【再掲 基本目標1-活動目標3】</p> <p>社会福祉協議会及び市内20地区の地域福祉ネットワーク委員会が高齢者の見守り活動や健康づくり、介護予防事業、いきいきサロン等に取り組み、その事業支援に対し補助金を交付した。</p>	<p>今後も継続して支援する。</p>



② 地 域 で の 見 守 り 活 動 の 促 進	○地区社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク委員会、まちづくり協議会が行う小地域福祉活動を支援します。  ○市民の防犯意識高揚を図るため啓発活動を行います。  ○地域における自主防犯組織の設置と、地域防犯活動の支援に取り組みます。  ○地域住民の見守りを強化するため、事業所等が行う安否確認活動と連携します。	1. 地区社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク委員会、まちづくり協議会を通じた小地域福祉活動の支援  2. 防犯意識の啓発(少年相談センターによる非行防止事業)  3. 子ども安全対策の取り組み(子ども110番のいえ、青色回転灯装着車パトロール、小中学校区における安全対策)  4. 事業所等が行う安否活動との連携	高齢者支援課	● 地区社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク委員会を通じた小地域福祉活動支援【再掲 基本目標1-活動目標3】  社会福祉協議会及び市内20地区の地域福祉ネットワーク委員会が高齢者の見守り活動や健康づくり、介護予防事業、いきいきサロン等に取り組み、その事業支援に対し補助金を交付した。	今後も継続して支援する。
			まちづくり推進課	● まちづくり協議会を通じた小地域福祉活動支援【再掲 基本目標2-活動目標2-①】  市内12地区すべてのまちづくり協議会に対し補助金(15万円)を交付した。また、まちづくり協議会においてそれぞれの地区の現状や課題及び解決策等をまとめた「まちづくり計画」を策定していただき、市民と行政との協働のまちづくりを推進した。	今後「まちづくり計画」に基づく事業、活動の実施に向け、まちづくり協議会に対する補助金の内容を見直し、協議会の支援を充実する必要がある。
			こども育成課	● 少年相談センターによる非行防止事業  少年の非行を未然に防ぐ観点で各地域を青パトで巡回し、補導・啓発活動及び不審者情報提供により子供たちの安全確保に取り組む。 街灯補導活動回数:549回 有害図書回収:628冊 立入調査:104件 広報活動:あゆみ(160部×1回)、補導員だより(230部×2回)、薬物乱用防止協力依頼(245部×1回)、少年相談センターだより(4500部×1回)	警察OBが一名でもいれば警察との連携が今以上にスムーズになるのではないかと。 地区補導員の高齢化が進み、後継者が少ない。
			教育総務課 生涯学習課	● 子ども安全対策  ①子ども110番の家(教育総務課) 「子ども110番のいえ」ステッカーを各学校のPTAを通じて377枚配布した。不審者情報などの緊急情報配信メール「どこでも安心メール」の活用を促進。平成25年度で、34校の内、24校が活用しており、今後も活用について啓発する。	H25年度では「子ども110番のいえ」登録件数は2,975件となり、登下校時の児童・生徒の安全に寄与できていると考える。
			教育総務課	● 青色回転灯装着車パトロール  毎月2回金曜日の15時～17時の間、職員2人を1組として青色回転灯装着車を用い、市内小中学校を5巡回区に分割してパトロールを行った。	児童・生徒の安全の確保につとめることができ、今後も事業を継続する。
			高齢者支援課	★ 事業所等が行う安否活動との連携  高齢者や障がい者の孤独死の防止、生活困窮者の早期把握のため成25年3月に地域の新聞配達店、九州電力、ヤクルト販売、飯塚市上下水道局と「地域見守りネットワーク協定」を締結した。平成25年度は、5社と同協定を締結した。	今後も継続していく。
			高齢者支援課	★ 認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク  徘徊のおそれがある認知症高齢者が行方不明となった時に、事前登録いただいた情報を関係協力期間にメール等で協力を依頼することで、高齢者の安全と家族等の支援を図る。平成25年10月から実施 登録者数 5人 協力団体 81団体	対象者の登録が少ない状態のため、今後は市報やHP等で周知を拡大するとともに、認知症講座等を通じて、家族の認知症に対する不安を少しでも解消しながら本事業への理解を深めていただく必要がある。

基本目標 2

支えあう地域づくり

活動目標 (3)

災害時要援護者支援体制の充実

活動内容	具体的な取り組み		所管課	H25年度 実施状況 (★の印は、第2期計画における新規掲載事業)	問題点や今後の課題
	主な関連施策				
把① 握要 援護 者の 情報	○地域との協働により、災害時要援護者の把握に取り組みます。	1. 災害時要援護者の把握、要援護者情報の管理・共有体制の整備	高齢者支援課/介護保険課/社会・障がい者福祉課	● 災害時要援護者の把握・情報共有【再掲 基本目標2-活動目標2-①】  民生委員等の協力により災害時要援護者の実態調査を実施し、要援護者台帳として整理を行い、行政と地域とで情報の共有を行うために自治会長及び民生委員に台帳の配布を行った。 ①要援護者 6,960人 ②災害警戒区域 水害地区 16地区 396人 土砂災害地区 12地区 89人	個人情報の共有について、情報管理の方法も含めて更なる徹底に努める必要がある。
② 災害 時 支 援 体 制 の 確 立	○「飯塚市地域防災計画」に基づき、自主防災組織の設立を支援します。  ○避難所やハザードマップについて、市民に周知を図ります。  ○福祉避難所を整備し、障がいのある方等が利用できる避難所を確保します。  ○災害時に障がいの特性等に配慮した適切な情報提供に努めます。	1. 自主防災組織の設置支援  2. 避難所やハザードマップの周知  3. 災害時要援護者支援対策(自主防災組織、福祉避難所との協定締結)  4. 障がい等に応じた情報提供・避難支援	防災安全課	自主防災組織の設立促進事業  ● ① <u>自主防災組織の組織数⇒成果目標 No.20</u> (片島地区、鯉田地区、菟田地区、飯塚東地区、飯塚地区、立岩地区、幸袋地区、筑穂地区、庄内地区、颯田地区、若菜地区、上三緒第4自治会、太郎丸2区自治会、西横田自治会)  ★ ② 自主防災組織地域ワークショップ モデル組織:若菜校区まちづくり運営協議会 内容:防災研修、図上訓練、まちあるき  ★ ③ 特色ある自主防災組織設立支援事業 モデル組織:若菜校区まちづくり運営協議会・飯塚市消防団女性分隊・枝国保育所 内容:園児の避難支援における保育所、自主防災組織、及び消防団の協働訓練  ● ③ マイハザードマップの作成支援 2団体 (花瀬、柏の森自治会)	自主防災組織の設立推進のため、まちづくり推進課と連携し、各まちづくり協議会を基盤とした自主防災組織の設立推進が必要である。
			防災安全課	● 避難所やハザードマップの周知  平成25年6月に以下地区に土砂災害ハザードマップを配布及び飯塚市全地区の土砂災害ハザードマップをホームページに掲載 穂波地区1 (秋松・枝国・小正・久保白・忠隈・太郎丸・天道・平恒・堀池・南尾・椋本・楽市・若菜) 穂波地区2 (舍利蔵・高田・椿・津原・弁分・安恒) 庄内上区 (赤坂・入水・高倉・筒野・山倉) 庄内中区 (綱分) 庄内下区 (有井・有安・大門・庄内元吉・多田・仁保) 颯田地区1 (口原・勢田) 颯田地区2 (鹿毛馬・佐興)	ハザードマップ活用方法を周知するため、自主防災組織の設立支援と併せた、まちづくり協議会、及び自治会への説明会の実施が必要である。
			防災安全課	★ <u>福祉避難所開設運営訓練事業⇒成果目標 No.21</u>  平成23年7月22日に、市内26事業所と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結。災害発生時に災害時要援護者が安心して避難生活ができる体制整備を目指す。	福祉避難所の開設時期、運営方法等について、施設職員への周知徹底を行うため、協定内容の説明と併せた開設・運営訓練が必要である。
			社会・障がい者福祉課	★ 障がい等に応じた避難支援  災害時ストーマ装具の保管 平成25年4月から、ストーマ装具の保管を希望する方に、災害時に備えて、1～2週間分の自己所有のストーマ装具の一時保管を開始した。保管場所は、本庁・各支所の5か所とし、利用者が希望箇所を選択して、市が一括保管し、災害発生時には各保管場所より対象者のもとへ配布できるようにした。 本庁 2人 穂波 1人 筑穂 0人 庄内 0人 颯田 1人 計 4人分 保管	新規手帳交付時やストーマの補助更新時などに案内し、周知を図る。

基本目標 3

つながるしくみづくり

活動目標(1)

情報提供体制の充実

活動内容	具体的な取り組み	H25年度 実施状況 (★の印は、第2期計画における新規掲載事業)		問題点や今後の課題	
		所管課	主な関連施策		
① 情報提供方法の充実	<p>○広報誌やパンフレットをはじめ、インターネット等様々な媒体を活用した福祉サービスの情報提供に取り組みます。</p> <p>○福祉制度や保険制度等の社会保障に関する制度について、地域や市民団体の活動の場に向いての説明会等を開催します。</p> <p>○住民と協働して、必要な人に必要な情報が届くよう情報提供に取り組みます。</p>	<p>1. 市報・HPによる情報提供</p> <p>2. パンフレットやガイドブックの作成・配布等</p> <p>3. 暮らしの便利帳の作成</p> <p>4. 外国人のための生活便利帳の作成</p> <p>5. 出前講座等の開催</p>	高齢者支援課／社会・障がい者福祉課／介護保険課／子ども育成課	<p>● 市報・ホームページ等による情報提供</p> <p>介護保険課 地域密着型サービス事業所の空き状況(3カ月に1回毎)、運営推進会議(半年に1回毎)の情報提供を行った。また、同事業所の新規指定、更新、廃止の情報提供を随時行った。制度に関すること等は、HPに継続して掲載した。</p> <p>社会・障がい者福祉課/子ども育成課 福祉サービス利用促進のための情報提供に努めた。</p> <p>高齢者支援課 高齢者福祉サービスの概要やサービス利用にあたっての相談窓口を掲載し、情報提供に努めた。</p>	<p>介護保険課 制度が複雑でなかなか市民が分かりやすいものにならないが、今後も制度改正等も含め、継続して実施していく。</p> <p>社会・障がい者福祉課/子ども育成課/高齢者支援課 引き続き、実施する。</p>
			高齢者支援課	<p>● 『いづかか介だより』</p> <p>5月、9月、12月及び3月の年4回在介だよりを発行した。相談窓口、高齢者福祉サービス及び高齢者支援課にて実施している事業の紹介や認知症、脳の老化予防、自宅で出来る簡単なストレッチの方法など介護予防等に資する情報を掲載し、普及啓発を図った。</p>	引き続き、普及啓発に努める。
			社会・障がい者福祉課	<p>● 『障がい者ガイドブック』</p> <p>★ 『スペシャルサポートガイドブック』</p> <p>各種福祉サービスの情報提供のため、窓口配布及び市ホームページ掲載を行った。また、今年度から障がい児の制度などに特化したスペシャルサポートガイドブックも作成し、保健センターや事業所、病院などの関係機関から幅広く周知を行った。</p>	引き続き、幅広く周知を行っていく。 また、制度改正等に合わせて行政情報を更新した改訂版を作成し、利用者にとってわかりやすく使いやすいガイドブックとなるよう内容を見直していく。
			社会・障がい者福祉課	<p>★ 『飯塚市バリアフリーマップ』の作成</p> <p>障がい者の外出機会の拡大、社会参加を促進するため、車椅子対応のトイレや入口の段差解消など、利用しやすいよう工夫されている店舗や施設のバリアフリー情報をまとめたマップを作成した。 掲載施設:146施設 冊子版:1000部作成し、本庁及び支所、関係施設に設置 ウェブ版:市ホームページに掲載</p>	掲載施設が少ないため、ウェブ版については、随時掲載施設の追加等を行い情報の充実を図る必要がある。また、公募による掲載であるため、店舗や施設の協力が必要であり、今後は、各店舗等への事業内容等の周知方法について検討し、掲載の協力に繋げていく。
			子ども育成課	<p>● 『子育てガイドブック』</p> <p>子育て支援サービスの情報提供のため、24年度に作成したガイドブックを引き続き子育て支援センターやすくすく訪問事業、窓口相談受付時に配布した。</p>	内容が古く訂正が必要な場所が多く見受けられるので26年改訂版を作成する必要がある。
			子ども育成課	<p>★ 子育て情報紙「すくすく」</p> <p>就学前の子どもの保護者向けの子育て情報・イベントをまとめた情報紙を毎月1回発行した。(HPにも掲載) <b>設置箇所数 発行部数⇒成果指標 No.22</b></p>	25年度はスーパーの廃業等で設置箇所数の減少があったが、3月末現在101か所に、計1,936部配布することができた。今後も、新規スーパーなどへ働きかけ、設置箇所増を目指す。
			まちづくり推進課	<p>★ 暮らしの便利帳</p> <p>平成26年度中に「飯塚市暮らしの便利帳2014」の発刊に向け、業者の決定及び掲載記事の取りまとめ等を行った。</p>	現在の2年に1度の発刊頻度については、利便性、省力化、行政情報の更新度合等から考えて、概ね3年に1度でも良いかと考えられる。
			総合政策課	<p>● 『外国人のための生活便利帳』</p> <p>H22年度に作成した「外国人のための生活便利帳」(英語・中国語・韓国語)を、希望者に対して配布している。</p>	作成して3年が経過しているため、新規作成の検討を行う必要がある。

			介護保険課/社会・障がい者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出前講座等</li> </ul> <p>介護保険課 ①地域からの要望により、6月に地域の公民館に出向き介護保険事業等について説明を行った。 ②福祉のつどいに介護保険相談コーナーを設け、4名の職員で対応した。</p> <p>社会・障がい者福祉課 地域からの要望に応じて、障がい者問題や障がい者福祉施策に関する出前講座を開催した。 ①飯塚市手話養成講座に講師として参加 1回 ②障がい者団体との懇談会に出席 3回</p>	介護保険課 今後も、地域等から要望があれば実施する。 福祉のつどいについても、継続して参加していく。
② 情報 バ リ ア フ リ ー の 推 進	○障がいの特性等に配慮した読みやすくわかりやすい情報提供に取り組みます。  ○ボランティア等と連携しながら、障がい者や外国人等に配慮した情報提供に取り組みます。	1. 障がい者への配慮(声の広報、点字文書等)  2. 外国人への配慮(多言語等)	情報推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報誌のわかりやすい紙面づくり</li> </ul> <p>広報いづかにおいては、ユニバーサルデザインフォントを採用し、障がい者や高齢者が見やすく読みやすい字体を使用した。また、レイアウト等を工夫し、見やすい紙面づくりを行った。 ホームページにおいては、アクセシビリティやユーザビリティに配慮したページ作りを行った。</p>	広報いづかに掲載する情報は記事のボリュームが多く、読者にとって読みづらいものとなっているため、関係各課の協力を得ながら見やすい紙面づくりを行う必要がある。 また、ホームページでは、既存ページにおいてアクセシビリティやユーザビリティに配慮していないページが存在するため、全ページのチェックを行い、内容の修正をする必要がある。
			情報推進課/社会・障がい者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者への配慮</li> </ul> <p>情報推進課 視覚障がい者に対して、「声の広報」(市報、各種お知らせなどをカセットテープに録音)を発行した。また、市報等の問い合わせ先には、電話番号だけでなく、FAX番号の掲載も行った。</p> <p>社会・障がい者福祉課 視覚障がい者に対する公文書には点字表示、聴覚障がい者に対する問い合わせ先にはFAX番号を掲載した。</p>	情報推進課 視覚障がい者に対しては、市報やお知らせ等を「声の広報」としてカセットテープに録音し利用者に届けているが、カセットテープの製造が少なくなっていることや、利用者のニーズ拡充のため、主管課の社会・障がい者福祉課と協力して平成26年5月からデージーCDを導入し、カセットテープとの同時運用を開始した。今後は、主管課と協力して利用者拡充のための周知を実施する必要がある。
			総合政策課/情報推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人への配慮</li> </ul> <p>総合政策課 飯塚国際交流推進協議会会員を通じて、市民課窓口申請書(住所異動届等)の英語版・中国語版の作成を行った。</p> <p>情報推進課 ホームページに外国人のために英文のインフォメーションを提供した。</p>	総合政策課 ボランティアでの依頼のため、特に時間的な余裕を持つての依頼が必要である。また、現在は英語・中国語・韓国語での書類作成のため対応可能であるが、他の言語になると作成が不可能な場合もある。
					情報推進課 現在、ホームページには翻訳機能が付いておらず、外国人にとって利便性が良いものではないため、GoogleやASPサービス等を利用し、外国語自動翻訳の仕組みを導入する必要がある。

基本目標 3	つながるしくみづくり	
	活動目標(2)	相談体制の充実

活動内容	具体的な取り組み	H25年度 実施状況 (★の印は、第2期計画における新規掲載事業)		問題点や今後の課題
		所管課	主な関連施策	
① 相談体制の充実	○各種相談員や地域包括支援センター、在宅介護支援センター、障がい者生活支援センター、子育て支援センター等の地域における身近な相談窓口について、周知を図ります。  ○研修会等の開催や受講により、各種相談員の資質や技術の向上を図ります。	1. 相談員派遣等事業の実施	● 介護相談員派遣等事業  介護相談員が介護保険施設などの介護サービス提供の場に出向き、利用者の相談を受け、不安や疑問の解消を目指すとともに、未然の苦情を防止し、サービスの質の向上を目指す。10名の介護相談員を市内52施設に派遣。 <u>延べ派遣回数⇒成果指標 No.24</u>	相談業務全体に対し、市のバックアップ体制の強化が必要である。
		2. 各種支援センター事業の実施	● 地域包括支援センター事業  社会福祉士、保健師及び主任ケアマネの3職種が連携し、総合相談業務、権利擁護業務、包括的、継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント業務を行った。又、地域包括ケアにおける医療と介護の連携に取り組んだ。 <u>相談受付件数⇒成果指標 No.25</u>	個々のニーズ拡大により、介護、福祉サービスにとどまらず、医療・保健等サービスに対する情報の収集と内容の把握が必要。
		3. 各種相談室の開設	● 在宅介護支援センター事業  地域包括支援センターの協力機関として12ヶ所の在宅介護支援センターが在宅介護や各種福祉サービスに関する総合相談窓口としてのサービス申請代行や訪問活動等を行った。 <u>訪問相談支援件数⇒成果指標 No.25</u>	介護予防等の普及啓発のための「在介だより」の発行や日々の訪問活動等において、高齢者福祉に関する総合相談窓口として紹介しているものの、一般の市民の方には、まだまだ認知度が低い現状にある。今後も様々な機会をとらえて在宅介護支援センターの周知を図っていく必要がある。
		4. 相談員等研修の実施	● 障がい者生活支援センター事業  障がい者やその家族等からのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス等の利用に係る支援を行い、障がい者の地域生活を支援した。 さん・あび 2,880件 BASARA 7,007件 かさまつ 1,489件 たいよう 5,497件 フォスク 3,376件 合計 <u>相談支援件数⇒関連成果指標 No.26</u>	引き続き障がい者相談支援業務の委託を通じて、障がい者の地域生活支援の充実を図る必要がある。
			● 育児相談  子育て支援センターによる、育児相談・育児講座の実施。全ての子育て中の保護者を対象に育児相談・育児講座を実施した。 子育て支援センター5箇所の年間相談件数 80件 育児講座 年10回開催 参加者 811人	相談件数の減少は相談しやすい環境づくりの設定が課題である。
			● 家庭児童相談室  家庭における児童養育の技術に関する事項及び児童に係る家庭の人間関係(虐待を含む)に関する事項、その他家庭児童の福祉に関する事項について家庭児童相談員が相談を受けた。 また、母子家庭や寡婦の方々の抱えている様々な問題や悩み事について母子自立支援員が相談相手となり問題解決のための相談を受け、自立に必要な情報提供や相談指導を行い職業能力の向上や就業に伴う支援等を行った。家庭児童相談室の2名と母子自立支援員の2名で実施した。 ○子どもなんでも相談 98件 ○家庭児童相談 108件 (延べ 1,461件) ○母子相談 175件 (延べ 320件) <u>相談件数⇒成果指標 No.27</u>	成果は目標の根拠(左記)のとおり相談件数の増減で計れる性格のものではないが、相談事業の周知について広報等を利用しながら継続して行う。
			★ サンクス相談室  悩みを持つ女性の問題解決の一助として、今後も市報・ホームページ・相談室広報用カード、リーフレット等を活用し相談室の周知に努め、ひとりでも多くの女性にサンクス相談室を利用していただく。 <u>相談件数⇒成果指標 No.28</u>	年々相談件数は減少しているので広報方法等の工夫が必要である。 緊急性のある相談については、関係機関と連携し、早期の対応に努めている。
			● 法律相談  ①法律相談センターで福岡県弁護士会による無料法律相談を実施 <u>相談件数⇒成果指標 No.29</u> ②消費生活センターでの消費生活に関する相談:881件 【再掲 基本目標2-活動目標2-①】	①毎週木曜日(祝日を除く)の17~19時に夜間無料法律相談を平成24年9月から実施しており、市報やホームページ等で周知を行った結果、利用件数は増加しているが、今後はさらに制度の周知を図る必要がある。 ②消費生活に関する注意点を啓発していき、市民が消費トラブルに遭わないための知識を身につけていく必要がある。

			<p>子ども育成課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ヤングテレホンいづかによる相談受付</li> </ul> <p>子ども或いは、保護者からの電話・来所による相談に応じ、適切な助言指導を行い青少年の非行防止・健全育成を行った。 電話及び来所面接による相談 電話相談 51件 来所面接相談 11件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 面接時相談員の固定的思想や価値観を強要してしまうこともあるので、2名での対応が適切であると考えているが、地域補導やその他の業務で人が割けない場合が多い。</li> <li>● ヤングテレホンいづかが市民に認知されているかどうか。</li> <li>● いたずらや嫌がらせの電話がある。</li> </ul>
			<p>まちづくり推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人の相談</li> </ul> <p>福岡県弁護士会による無料法律相談(平日13時～16時)を実施。無料法律相談は、国籍に関係なく、市民の方なら誰でも弁護士に相談できる。</p>	<p>現在のところ、外国人に特化した相談業務のニーズは把握していない。</p>
			<p>保護課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 要援護者(生活困窮者等)に関する相談</li> </ul> <p>相談に来られた要援護者に対し関係機関と連携して具体的な問題解決の検討を行った。 ①面接相談員(2名)の配置 ②母子世帯自立支援員(1名)の配置 ③年金相談員(1名)配置 ④就労支援員(4名)配置 ⑤関係機関(援護施設、医療機関、ハローワーク、弁護士等)との連携に努めた。</p>	<p>要援護者に対する相談体制については、現状において可能な限り整えているが、対象者にとって利用しやすい体制となっているかを検証する必要がある。 また市民に対し、そのような相談窓口の存在についての周知が必要であり、関係機関の協力も得ながら、このような相談活動をさらに浸透させていく必要がある。</p>
			<p>介護保険課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護相談員研修</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護相談員を対象とした研修会を実施 平成25.10.31 市役所会議室</li> <li>・介護相談員と施設の事業者との意見交換会 平成26.3.19 コミュニティーセンター(48事業所46名、相談員9名)</li> <li>・介護相談員の資質向上を目的とした外部研修に参加(大阪 1名) 前期:平成25.5.13～16 後期:平成25.6.28</li> </ul>	<p>研修等による必要な知識や技術の習得(聞き取る力)を図りながら、介護相談員の資質向上が必要である。</p>
② 相談 窓口 間の 連携	○各種行政相談窓口と、地域の相談員・相談窓口間、関係機関との連携強化を図ります。	1. 各窓口と関係機関との連携	<p>保護課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 要援護者(生活困窮者等)からの相談による各種機関との連携</li> </ul> <p>相談内容により各種機関を紹介したり、各種機関と連携して問題解決にあたった。 ①援護施設、医療機関等との連携 ②社会福祉施設(児童相談所、婦人寮、乳児院等)との連携 ③その他社会資本の活用</p>	<p>各機関との連携や情報共有については、各協議会が設置されており、それにより問題ケース等の検討協議がおこなわれている。今後は平時においても絶えず各機関相互の連絡連携や情報収集をおこなうことで、問題潜在ケースの発見や早期対応が可能になることから、枠組みを超えた多種多様な機関の連携システムの構築が必要である。また相談窓口多様化の一環として、平成26年10月より市役所第2別館にハローワーク常設窓口を設置しており、よりきめ細やかな相談業務を推し進めていく必要がある。</p>
			<p>子育て支援課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育所・子育て支援センターによる各種機関との連携</li> </ul> <p>必要に応じ随時実施</p>	<p>障害、悩み事、DV、就職等の幅広い相談内容に、対応していく必要がある。</p>
			<p>社会・障がい者福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者生活支援センターを中心とした各種機関との連携</li> </ul> <p>障がい者生活支援センターが中心となり、障がい者相談員や行政機関相談窓口等との連携を行い、各支援センターの専門性を発揮しながら、障がい者の相談支援に努めた。</p>	<p>引き続き障がい者相談支援業務の委託を通じて、障がい者の地域生活支援の充実を図る必要がある。</p>
			<p>社会・障がい者福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域自立支援ネットワークの連携</li> </ul> <p>「飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク」の活動として、障がい者生活支援センター職員と行政職員による運営会議を毎月1回開催し、地域の課題等について情報交換や協議を行った。また、圏域内の当事者・支援者等の関係者による全体会議開催し、障がい者福祉に係る各種取組について報告する全体会議を開催した(平成25年9月27日)。</p>	<p>毎月の運営会議等を通じて見出された地域の課題を解決する取組につなげられるよう、自立支援ネットワークのあり方を見直す必要がある。</p>
			<p>子ども育成課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 飯塚少年相談センター・少年サポートセンター・家庭児童相談室等の連携【再掲 基本目標3ー活動目標2ー①】</li> </ul> <p>青少年の非行防止・健全育成について、飯塚少年相談センターでは対応できない部分については、少年サポートセンター・家庭児童相談室等の相談窓口間の連携強化を図っている。 少年相談センター 電話相談:51件 来所面接相談:11件 家庭児童相談室 子どもなんでも相談:98件 家庭児童相談:108件 母子相談:175件</p>	<p>相談件数の増減で計れる性格のものではないが、相談事業の周知について広報等を利用しながら継続して行う。</p>

基本目標 3	つながるしくみづくり
	活動目標(3) 権利擁護体制の充実

活動内容	具体的な取り組み	主な関連施策	所管課	H25年度 実施状況 (★の印は、第2期計画における新規掲載事業)	問題点や今後の課題
① 権利擁護体制の充実	○地域包括支援センター、障がい者生活支援センター、社会福祉協議会・権利擁護センターと連携して、成年後見制度等の関連制度の周知と利用促進を図ります。  ○権利擁護を市民参画で進めるため、市民後見人の養成に取り組みます。	1. 成年後見制度等の周知	高齢者支援課/社会・障がい者福祉課	● 成年後見制度等の周知  高齢者支援課 平成25年度の在介だよりにおいては、別の記事を掲載したため成年後見制度に関する周知は行っていない。しかし、国庫事業を活用し成年後見制度の概要をまとめたパンフレットを作成し、全戸配布を行った。  社会・障がい者福祉課 成年後見制度のパンフレットを窓口配布した。また、各相談支援センターにも配布し、相談者への周知を行った。	高齢者支援課/社会・障がい者福祉課 引き続き、周知を行う。
		2. 成年後見制度利用支援事業の実施		★ 成年後見制度利用支援事業  <u>市長申立件数⇒成果指標 No.30</u>	
		3. 市民後見人の養成	高齢者支援課/社会・障がい者福祉課	● 高齢者・障がい者への虐待防止及び消費者被害防止のための啓発  <u>パンフレットやガイドブックの作成配布回数⇒成果指標 No.31</u>	障がい者生活支援センターの広報誌において虐待防止センター等について周知した。 平成25年度の在介だよりにおいては、別の記事を掲載したため、成年後見制度に関する周知啓発は行っていない。今後も別の記事や他の媒体とのバランスを考慮しながら、在介だよりにおいても周知啓発を図っていく。
		4. 虐待防止、消費者被害防止		★ 市民後見人の養成  平成24年度における基礎講座修了者を対象としてフォローアップ研修を実施した。 9日間、18講座(開閉講式含む)実施 研修修了者 26人	修了者の活動機会の確保や今後の養成等について検討する必要がある。
			社会・障がい者福祉課	★ 障がい者虐待防止センター  5か所の障がい者虐待防止センターにおいて、虐待に関する相談や通報を受け付けるとともに、虐待を受けた障がい者等を必要なサービスに結びつけるなどの支援を行った。	障がい者虐待を未然に防ぐための相談・支援の充実が求められる。また、虐待(疑い)事案に早急かつ適切に対応することが必要である。
			まちづくり推進課	● 消費生活センターとの連携【再掲 基本目標2-活動目標2-①】  くらしの講座実施回数:14回 参加人数:415人	現在、講師が限定されているので、他に講師がいないか調査する必要がある。
② 福祉サービスの質の向上	○地域包括支援センター等の各種相談窓口でのサービスに関わる苦情相談の対応の充実を図ります。  ○福祉サービス提供者の情報公開や必要に応じた事業所の指導等に取り組みます。  ○福祉サービス事業所職員やサービス提供者の研修充実についての働きかけを行います。	1. 苦情相談への適切な対応	高齢者支援課	● 苦情相談への適切な対応  地域包括支援センターの利用にかかる苦情相談窓口について重要事項説明書で明確にする。ケアマネジメントやケアプランに関する苦情等について、速やかに適切に対応し、解決を図った。	今後も地域包括支援センター等の利用にかかる苦情相談等については、速やかに適切に対応し解決を図っていく。
		2. 福祉サービス提供者への指導		● 介護給付等適正化事業  国の基準に基づき、要介護者の状態に応じた介護サービスの提供が行われるよう、以下の適正化事業を実施した。 ・事業所訪問調査 実地指導 10事業所(市単独) 9事業所(県との合同) ・地域密着型サービス事業所 集団指導 1回(サービス5種類) ・ケアプランチェック 36件実施 ・医療給付情報との突合 198件 ・住宅改修現地確認 20件/月(10月～2月) ・介護給付費通知 1回	
	3. 福祉サービスにかかる職員研修の実施	介護保険課			

			<p>● 福祉施設の各指定管理者への運営指導</p> <p>必要に応じて、随時管理運営指導を行った。 施設名/指定管理者/管理期間 ①サン・アビリティーズいづか/NPO法人 いづか障害児者団体協議会/平成23年4月1日～平成28年3月31日 ②穂波福祉総合センター/(株)トキワ商会/平成24年4月1日～平成29年3月31日 ③筑穂保健福祉総合センター/飯塚市社会福祉協議会/平成18年3月1日～平成27年3月31日</p>	<p>現状、適切な管理・運営が実施されている。</p>
		<p>人事課</p>	<p>● 市職員福祉意識向上研修</p> <p>①市職員の聴覚障がい者とのコミュニケーション能力の向上を図るため、手話研修を実施した。関係団体に講師を依頼し、公募による市民参加者と合同で行うなど、市民・関係団体との協働に努めた。 手話研修(委託先:飯塚市聴覚障害者協会) [入門コース(全10回)] 参加者数:市職員等11名 [基礎コース(全10回)] 参加者数:市職員等11名 ②福岡県市町村職員研修所等で実施される福祉関係の研修に職員を派遣し、他自治体職員との交流・意見交換等を通じて、職員の福祉意識の向上を図った。 派遣研修等(派遣先:福岡県市町村職員研修所) [カウンセリング・マインド研修] 参加者数:1名(2日間) ③特別研修 [聴覚障がい者に対するコミュニケーション] 参加者数:104名</p>	<p>受講率の向上及び福祉意識向上にむけた研修手法等の検討を行う。</p>
		<p>保護課</p>	<p>● ケースワーカー等の資質向上</p> <p>福祉サービス向上のため、関係機関の研修受講、社会福祉主事の資格習得促進により、ケースワーカー等の資質向上を図った。 ①全国ケースワーカー研修会及び全国査察指導員研修受講(各1名) ②新任査察指導員研修受講(3名) ③県主催新任ケースワーカー研修等各種研修受講(14名) ④社会福祉主事資格取得(2名) ⑤中堅ケースワーカー研修受講(8名) ⑥所内研修(年5回)</p>	<p>ケースワーカーの資質向上のため、各種研修には積極的に参加させているものの、スキルアップのためには自己研鑽が最も必要なことであり、各ケースワーカーが自己研鑽に励めるような職場環境に変えていく必要がある。 また職場内での様々な情報の共有を図ることで、頻発する困難事案に対する対応策を会得することができるようになることから、福祉事務所内での研修に注力していくことが重要であると思われる。</p>
		<p>子育て支援課</p>	<p>● 保育所職員研修の実施</p> <p>①公立・私立保育所で飯塚市保育協会を組織し、職員の資質の向上のための研修会を実施。また、県保育協会や民間が主催する研修会にも参加。公立保育所職員の研修会参加者数延べ1,637名 ②私立保育園20園に対し、保育士の資質向上のための研修・実習費として児童の定員に応じて助成を行った。</p>	<p>今年度から、研修会延べ人数にはこども園の幼稚園教諭も含んでいるため昨年度より参加人数が増加している。 今後も、各園内研修等を活発にし、保育の質を向上させる。</p>



<b>基本目標 3</b>	<b>つながるしくみづくり</b>
活動目標(4)	地域のネットワークの強化

活動内容	具体的な取り組み	主な関連施策	所管課	H25年度 実施状況 (★の印は、第2期計画における新規掲載事業)	問題点や今後の課題
① 要援護者を支えるネットワークづくり	<p>○小地域での福祉活動を推進するため、社会福祉協議会と連携し、地区社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク委員会を中心とした、地域で要援護者を支えるネットワークづくりを進めます。</p> <p>○ボランティア・NPO等の活動団体とその受け手を結びつけるしくみづくりを進めます。</p> <p>○地域包括支援センターや在宅介護支援センター、地域子育て支援センター、障がい者生活支援センター、社会福祉協議会権利擁護センターやボランティアセンター等の各種福祉分野の専門相談機関と、保健センターや医療機関等による各保健・医療分野の専門相談機関の連携等による機能の充実を図ります。</p> <p>○地区住民の見守りを強化するため、事業所等が行う安否確認活動と連携します。【再掲】</p>	<p>1. 地区社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク委員会の支援</p> <p>2. 孤独死防止のための庁内連携体制の確立</p> <p>3. 要援護者に対するごみ収集方法の検討</p> <p>4. 地域包括ケア体制の推進</p> <p>5. 事業所等が行う安否活動との連携【再掲】</p>	高齢者支援課	<p>● 地域福祉ネットワーク委員会への活動費助成【再掲 基本目標1-活動目標3】</p> <p>社会福祉協議会及び市内20地区の地域福祉ネットワーク委員会が高齢者の見守り活動や健康づくり、介護予防事業、いきいきサロン等に取り組み、その事業支援に対し補助金を交付した。</p>	今後も継続して支援する。
		まちづくり推進課	<p>● まちづくり協議会の運営支援【再掲 基本目標2-活動目標2-①】</p> <p>市内12地区すべてのまちづくり協議会に対し補助金(15万円)を交付した。また、まちづくり協議会においてそれぞれの地区の現状や課題及び解決策等をまとめた「まちづくり計画」を策定していただき、市民と行政との協働のまちづくりを推進した。</p>	今後も継続して支援する。	
		高齢者支援課	<p>★ <u>孤独死防止のための庁内連携体制の確立⇒成果指標 No.32</u></p> <p>地域見守りネットワーク等を利用し、孤独死防止のために連携を行った。 連携回数 2回</p>	今後も継続していく。	
		環境施設課	<p>★ 要援護者に対するごみ収集方法の検討</p> <p>未実施</p>	実施に向け、関係各課との調整を行う。	
		高齢者支援課	<p>● 居宅介護支援事業者連絡協議会の運営</p> <p>地域包括支援センターと居宅介護支援事業者が連携し、介護サービスに関する情報交換や介護支援専門員の質の向上を図る勉強会を定期的(会議:月1回、勉強会:年4回)に開催し、適正な協議会運営に努めた。また、包括の主任介護専門員と居宅の主任介護支援専門員との勉強会を行った。</p>	今後も継続していく。	
		高齢者支援課	<p>★ 地域包括ケアにおける連携</p> <p><u>地域包括ケア体制の推進⇒成果指標 No.33</u></p> <p>高齢者が医療・介護・福祉の分野で総合的なサービスを在宅で受けやすくする連携体制のしくみをつくるため、地域ケア会議(1回)・多職種連携会議(5回)を開催した。</p>	今後も連携を強化していく。	
		社会・障がい者福祉課	<p>● 障がい者福祉サービス事業者等の連携</p> <p>障がい者生活支援センター及び障がい福祉サービス提供事業所等が連携し、障がい者の方々が地域での日常生活・社会生活が円滑に行えるよう個別ケースの支援会議を開催した。 障がい者生活支援センターにおける平成25年度開催実績:190回</p>	個別ケースへの対応の中から見出された地域課題の解決に向けて、課題の内容に応じた関係者が協議できる仕組みづくりが求められている。	
		高齢者支援課	<p>★ 事業所等が行う安否活動との連携【再掲 基本目標2-活動目標2】</p> <p>高齢者や障がい者の孤独死の防止、生活困窮者の早期把握のため成25年3月に地域の新聞配達店、九州電力、ヤクルト販売、飯塚市上下水道局と「地域見守りネットワーク協定」を締結した。平成25年度は、5社と同協定を締結した。</p>	今後も継続していく。	

② 団体間のネットワークづくり	○さまざまな地域活動団体が、相互に協力できる関係を築くための機会を提供します。  ○団体等との協働による福祉のまちづくりを進めていきます。	1. 市民活動関係者連絡会議の開催	まちづくり推進課	★ 市民活動関係者連絡会議  市民活動団体同士の会議を行うことができなかった。 助成金情報提供回数:3回186件	具体的な事業を行う目的がなくネットワークを構築するためだけに集まってしまうのは、団体から反発がある。		
		2. 団体間のネットワーク構築(既存会議等の整理・集約含)		社会・障がい者福祉課/ 高齢者支援課		● 団体間のネットワーク構築(既存会議等の整理・集約含)  社会・障がい者福祉課 地域自立支援ネットワークの連携【再掲 基本目標3ー活動目標2-②】 「飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク」の活動として、障がい者生活支援センター職員と行政職員による運営会議を毎月1回開催し、地域の課題等について情報交換や協議を行った。また、圏域内の当事者・支援者等の関係者による全体会議開催し、障がい者福祉に係る各種取組について報告する全体会議を開催した(平成25年9月27日)。  高齢者支援課【再掲 基本目標3ー活動目標4-①】 高齢者が医療・介護・福祉の分野で総合的なサービスを在宅で受けやすくする連携体制のしくみをつくるため、地域ケア会議(1回)・多職種連携会議(5回)を開催した。	社会・障がい者福祉課 毎月の運営会議等を通じて見出された地域の課題を解決する取組につなげられるよう、自立支援ネットワークのあり方を見直す必要がある。  高齢者支援課 今後も連携を強化していく。
		3. 障がい者自立支援ネットワークの運営				社会・障がい者福祉課	● 地域自立支援ネットワークの構築【再掲 基本目標3ー活動目標2-②】  「飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク」において以下のような活動を行った。 ①障がい者生活支援センターと飯塚市、嘉麻市及び桂川町の担当者により月1回の運営会議を開催し、地域の課題等について情報交換や協議を行った。 ②行政、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター職員等で構成される就労専門部会を月1回開催。ライオンズクラブの各支部定例会を訪問し、障がい者雇用に関する啓発や働きかけを行った。 ③圏域内の当事者・支援者等の関係者による全体会議開催し、障がい者福祉に係る各種取組について報告する全体会議を開催した(平成25年9月27日)。